福寿園デイサービスセンター料金表（介護予防・日常生活支援総合事業）

令和8年6月1日改正

●通所介護相当サービス(独自)ご利用の方

（単位：円/月）

負担割合	介護度	a	b	c	d	a+b+c+d	食費
1割負担		単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算	介護職員等処遇改善加算(1)ロ（a+b+c）×12.0%	1月当たり利用者負担額	（1食当たり）
	要支援1（通所型独自サービス1）	1,798	88	40	231	2,157	750
	要支援2（通所型独自サービス2）	3,621	176	40	460	4,297	750

負担割合	介護度	a	b	c	d	a+b+c+d	食費
2割負担		単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算	介護職員等処遇改善加算(1)ロ（a+b+c）×12.0%	1月当たり利用者負担額	（1食当たり）
	要支援1（通所型独自サービス1）	3,596	176	80	462	4,314	750
	要支援2（通所型独自サービス2）	7,242	352	80	920	8,594	750

負担割合	介護度	a	b	c	d	a+b+c+d	食費
3割負担		単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算	介護職員等処遇改善加算(1)ロ（a+b+c）×12.0%	1月当たり利用者負担額	（1食当たり）
	要支援1（通所型独自サービス1）	5,394	264	120	693	6,471	750
	要支援2（通所型独自サービス2）	10,863	528	120	1,381	12,892	750

●通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)ご利用の方

（単位：円/月）

負担割合	介護度	a	b	c	d	a+b+c+d	食費
1割負担		単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算	介護職員等処遇改善加算(1)ロ（a+b+c）×12.0%	1月当たり利用者負担額	（1食当たり）
	要支援1(週1回程度) 通所型サービスA1	1,438	88	40	187	1,753	750
	要支援2(週2回程度) 通所型サービスA2	2,897	176	40	373	3,486	750
	要支援2(週1回程度) 通所型サービスA3	1,474	88	40	192	1,794	750

負担割合	介護度	a	b	c	d	a+b+c+d	食費
2割負担		単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算	介護職員等処遇改善加算(1)ロ（a+b+c）×12.0%	1月当たり利用者負担額	（1食当たり）
	要支援1(週1回程度) 通所型サービスA1	2,876	176	80	375	3,507	750
	要支援2(週2回程度) 通所型サービスA2	5,794	352	80	747	6,973	750
	要支援2(週1回程度) 通所型サービスA3	2,948	176	80	384	3,588	750

負担割合	介護度	a	b	c	d	a+b+c+d	食費
3割負担		単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算	介護職員等処遇改善加算(1)ロ（a+b+c）×12.0%	1月当たり利用者負担額	（1食当たり）
	要支援1(週1回程度) 通所型サービスA1	4,314	264	120	563	5,261	750
	要支援2(週2回程度) 通所型サービスA2	8,691	528	120	1,120	10,459	750
	要支援2(週1回程度) 通所型サービスA3	4,422	264	120	576	5,382	750

この基本利用料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料金も自動的に改定されます。その場合は、事前に新しい基本料金表を書面でお知らせいたします。

・利用時間は、午前9時15分から午後3時40分までのものとなっております。なお、送迎時間は含みません。

・サービス提供体制強化加算は、職員体制の加算です。

・介護職員等処遇改善加算の単位数は、基本料金の単位数と各種加算料金の単位数の合計に12%を乗じて計算されます。従って、介護度別の基本料金の単位数の違いや上記加算の有無により金額が変わります。

・食費は、1食あたりの料金です。

・科学的介護推進体制加算は、月1回の料金です。（ケアの内容等データーを厚生労働省に報告した場合。）

《その他費用》

・毎月、理美容サービスを行っており、事前にご希望をお願いします。

・個別に生活機能向上の為の材料、及び道具に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であると思われる場合は事前にご連絡の上、費用をご負担いただく場合がございます。

・利用時間は、午前9時15分から午後3時40分までのものとなっております。なお、送迎時間は含みません。ご家族様が送迎をされた場合片道47単位の減算がございます。